

医療機関 各位

船橋市長 藤代孝七  
(公印省略)

## 船橋市子ども医療費助成制度の改正について

初夏の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の子ども医療費助成制度に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年8月1日診療分からの子ども医療費助成制度の改正に関しましては、平成25年4月19日付け船児家第264号にてご通知させていただいたところですが、同制度改正に伴いポスターを作成いたしましたので、貴会所属の医療機関にてご掲示いただきたく、送付いたします。お手数おかけいたしますが、よろしく願いいたします。

また、制度改正により自己負担金に変更が生じるため、8月1日以降の「子ども医療費助成受給券」と「船橋市母子家庭、父子家庭等医療費助成受給者証」の使用方法について、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお取り計らいくださいますよう、何卒よろしく願いいたします。

## 記

## 1. 子ども医療自己負担金が無料の場合

子ども医療費助成受給券(白色)を使用してください。

## 2. 子ども医療費自己負担金が通院1回300円、入院1日300円の場合

## ①医科、歯科

母子家庭、父子家庭等医療費助成受給者証(ピンク色)を使用してください。

## ②調剤

子ども医療費助成受給券(白色)を使用してください。

## \*参考

## 平成25年8月1日からの子ども医療費助成制度内容

対象年齢	助成内容	自己負担金
0歳から中学校3年生	入院・通院	入院1日 300円 通院1回 300円 調剤 無料

※1 市区町村民税所得割非課税世帯は、保護者の自己負担金は無料となります。

※2 所得制限はありません。

## 【お問い合わせ先】

船橋市子育て支援部児童家庭課児童助成係 TEL047-436-2316